

令和4年度

仕 様 書

業務名 白石清掃工場消防設備等点検業務

札幌市環境局環境事業部白石清掃工場

仕 様 書

I 委託業務の概要

1 業務名

白石清掃工場消防設備等点検業務

2 業務内容

本業務は、白石清掃工場に設置されている消防設備等の正常な作動を確保するため、消防法令及び関係法令に基づいて法定点検等を実施するものである。

3 履行期限及び点検時期

(1) 履行期限

契約の日から令和5年3月24日まで

(2) 点検時期

点検時期は概ね下記のとおりとする。

なお、点検準備等期間の要する点検事項については、施設管理担当者との協議により決定するものとする。

- ・ 機器点検及び総合点検 9～10月
- ・ 機器点検、防災管理点検 2～3月

4 履行場所

札幌市環境局環境事業部白石清掃工場（札幌市白石区東米里2170番1）

5 点検対象の防火施設概要

別添1「防火施設概要」のとおりとする。

6 業務範囲

白石清掃工場消防設備点検業務仕様書及び図面（複写厳禁）のとおりとし、本業務仕様書に記載されていない事項は、平成30年度版（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）「建築保全業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という）による。

7 業務対象消防設備等は次のとおりとする。

- | | | |
|-----------------|------------------|----------------|
| (1) 消火器 | (2) 屋内消火栓設備 | (3) 屋外消火栓設備 |
| (4) 自動火災報知設備 | (5) 非常警報設備 | (6) 誘導灯設備 |
| (7) 連結送水管設備 | (8) スプリンクラー設備 | (9) ドレンチャー設備 |
| (10) 消防用水設備 | (11) 不活性ガス消火設備 | (12) 非常コンセント設備 |
| (13) ガス漏れ火災警報設備 | (14) 粉末消火設備 | (15) 連結散水管設備 |
| (16) 配線 | (17) 建築基準法関係防災設備 | (18) 防災管理点検 |

8 消防設備等の点検内容

消防法令及び関係法令に基づいて法定点検等を実施すること。誘導灯、煙感知器、ガス漏れ検知器、制御盤内蔵蓄電池等の支給がある場合には、交換を行うこと。

各点検は別添2-1・2-2「業務対象消防設備等の一覧表（1）・（2）」に基づき、実施すること。

II 一般事項

1 提出書類

(1) 業務着手時

ア 業務着手届 1部

契約後、業務に着手した時は直ちに届け出る事。着手届の余白部分に労働基準監督署からの「労働保険関係成立の証」受領印があること。または、契約日から遡及して1年以内の受付及び受領印が押印されている保険関係成立届、年度更新申告書等の法定様式控え等を添付すること。なお、上記保険成立印取得に時間を要する場合は、「労働者災害補償保険関係成立証明書」を後日提出する事も認めるが、その間現場での実作業は行えない。

イ 業務責任者指定通知書 1部

ウ 業務責任者経歴書 1部

- エ 業務日程表 1 部
 - オ 業務責任者の資格証明書（写し） 1 部
 - カ 業務責任者の雇用関係を証明する書類 1 部
 - (2) 業務の実施前まで
 - ア 業務計画書 1 部
 - イ 作業計画書 1 部
 - (3) 業務完了時
 - ア 業務完了届 1 部
 - イ 点検結果報告書 1 部
- 点検結果報告書は、実施の都度、消防法の規定による様式で必要書類（写真を含む）を添付し、施設管理担当者の確認を得ること（不備事項報告書を含む）。

2 適用法令

消防法、建築基準法などの関係法令に基づいて業務を行うこと。

3 業務条件

(1) 点検業務

ア 点検業務の実施日、時間帯は原則として下記のとおりとする。実施日は施設管理担当者と協議の上決定する。

・8時30分～17時00分

休日に業務を行う場合、及び上記時間帯を超過する場合は施設管理担当者と協議すること。

イ 点検業務の実施にあたり、当工場のダイオキシン類管理区域に指定されている炉室に入る場合は、防じん防毒併用タイプ呼吸保護具を必ず着用すること。

ウ 点検業務の実施にあたり、ヘルメットを必ず着用すること。

(2) 点検業務の結果、対象設備に受託者の責に起因する修繕及び改修の必要が発生した場合は、これに要する経費は全て受託者の負担とし、当該修繕及び改修内容は予め施設管理担当者の確認を得るものとする。

4 安全衛生管理

業務責任者は、業務担当者の労働安全衛生に関する安全教育に努め、関係法令に従い作業環境を良好な状態に保つことに留意し、特に換気、騒音防止、照明の確保等に心掛けること。

5 火気の取扱

火気を使用する場合は、あらかじめ施設管理担当者の承諾を得るものとし、その取扱いに際しては十分注意すること。

6 喫煙の禁止

喫煙は、工場敷地内（車両内も含む）において禁止する。

7 復旧

他の設備及び既存物件の損傷、汚染防止に努め、万一損傷又は汚染が生じた場合は、速やかに施設管理担当者へ報告するとともに、受託者の責任において現状復旧すること。

III 特記事項

1 ダイオキシン類ばく露対策

整備にあたっては、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（平成26年1月10日付基発01110第1号）に基づき作業を実施するものとし、保護具は以下の管理区域別に、施設管理担当者の承諾を得て措置すること。

（管理区域）

場所名	管理区域	保護具レベル	備考
炉室	1	1	焼却棟
灰コンベア共同溝	1	1	焼却棟
灰コンベア・前処理設備室	1	1	灰処理棟
集じん灰処理室	1	1	灰処理棟
搬出ステージ	1	1	灰処理棟
溶融炉・BFフロア	1	1	灰処理棟
搬出ホッパー	1	1	灰処理棟
ダイオキシン類熱分解装置室	1	1	灰処理棟

2 環境負荷の低減

- (1) 本業務の履行においては、委託者である札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。
- (2) 自動車等を使用する場合は、出来るだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施などを心がけること。
- (3) 本業務の履行において使用する物品・材料等は環境に配慮したものをを使用すること。
- (4) 業務に伴い排出される廃棄物は、極力、減量、リサイクルすること。

3 業務における新型コロナウイルスの感染予防対策について

- (1) 業務中は、アルコール消毒液の設置やマスク着用、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を徹底するとともに、朝・夕の検温など作業従事者等の健康管理に留意すること。
- (2) コロナウイルス感染症の感染者(感染の疑いのある者を含む)及び濃厚接触者があることが判明した場合は、速やかに委託者に報告するなど、連絡体制の構築を図ること。
- (3) 業務の履行に当たっては、極力「三つの密（密閉・密集・密接）」の回避を図ること。現場における朝礼・点呼、各種打合せ、着替えや食事休憩、密室・密閉空間における作業においては、他の作業員と一定の距離を保つ配慮をすること。

4 その他

- (1) 業務にあたって受託者は、事前に業務内容を施設管理担当者と調整し確認を得ること。
- (2) 関係機関に報告、届出義務のあるものは、受託者の負担において行うこととする。
- (3) 本仕様書に明記のない事項については、施設管理担当者と協議して決定する。
- (4) 疑義が発生した場合についても、前号と同様とする。

防火施設概要

1 用途

工場（消防施行令別表第一(15)項）

2 構造・規模等

(1) 工場棟

- ・構造 R C、S R C、S 造 地下1階、地上7階
- ・延べ面積 35,294 m²
- ・竣工年 平成14年 5月

(2) 管理棟

- ・構造 R C、S 造 地上2階
- ・延べ面積 2,103 m²
- ・竣工年 平成14年 5月

(3) 灰処理棟

- ・構造 R C、S R C、S 造 地下1階、地上5階
- ・延べ面積 9,773 m²
- ・竣工年 平成14年 5月

(4) 計量棟

- ・構造 S 造 地上1階
- ・延べ面積 68 m²
- ・竣工年 平成14年 5月

3 連結送水管仕様

工場棟 100A 7系統

	延長 (m)	容量 (ℓ)
1系統	45	391
2系統	62	540
3系統	114	992
4系統	92	801
5系統	129	1123
6系統	79	688
7系統	112	975

灰処理棟 100A 3系統

	延長 (m)	容量 (ℓ)
1系統	60	522
2系統	103	897
3系統	78	679

業務対象消防設備等の一覧表 (1)

機器点検・機器点検及び総合点検

設備名称	点検機器	単位	工場・管理棟	灰処理棟		合計
1 消火器具	粉末・蓄圧式 10型・20型	本	147	56		203
	粉末・蓄圧式 50型	本	4			4
2 屋内消火栓 設備	加圧送水装置	組	1			1
	制御盤	面	1			1
	消火栓	組	54	16		70
	起動用スイッチ	個	1			1
	表示灯	灯	77	29		106
	音響装置	組	1			1
	ホース 40A×15m	本	109	32		141
3 屋外消火栓 設備	加圧送水装置	組	1			1
	制御盤	面	1			1
	消火栓	組	6	3		9
	起動用スイッチ	個	1			1
	表示灯	灯	6	3		9
	音響装置	組	1			1
	ホース 65A×20m	本	12	6		18
4 自動火災報知 設備	受信機GR型 298回線	面	1			1
	受信機GR型 121回線	面		1		1
	副受信機 298回線	面	1			1
	差動式分布型 感知器	個	28	6		34
	差動式スポット型感知器	個	3	1		4
	定温式スポット型感知器	個	262	126		388
	煙感知器	個	484	158		642
	自動試験機能付熱感知器	個	58	60		118
	自動試験機能付煙感知器	個	160			160
	P型1級発信器	個	87	26		113
	音響装置	個	87	38		125
	中継器	個		74		74
	常用電源	組	1	1		2
非常電源	組	1	1		2	

設備名称	点検機器	単位	工場・管理棟	灰処理棟		合計
5 非常警報設備 (放送)	増幅器操作部 2, 640W	台	1			1
	増幅器操作部 200W	台		1		1
	スピーカー	個	484	10		494
	起動装置 押しボタン	個	1			1
	常用電源	組	1	1		2
	非常電源	組	1	1		2
6 誘導灯設備	誘導灯 小型	灯	383	138		521
7 連結送水管 設備	送水口	組	7	3		10
	放水口	組	24	9		33
	表示灯	灯	4	3		7
8 スプリンクラー 設備	加圧送水装置	組	1			1
	起動装置	組	1			1
	ヘッド	個	572			572
	制御盤	面	1			1
	流水検知装置	組	1			1
	送水口	箇所	1			1
	一斉開放弁	個	2			2
	手動開放弁	個	1			1
9 ドレンチャー 設備	加圧送水装置	組	1			1
	ヘッド	個	7	10		17
	制御盤	面	1			1
10 消防用水設備	採水口	箇所	2	2		4
	標識	枚	2	2		4
	開閉弁	個	1			1
11 不活性ガス 消火設備	消火剤貯蔵容器	基	57			57
	容器弁開放装置 (電磁式)	個	2			2
	容器弁開放装置 (ガス圧式)	個	23			23
	起動用ガス容器	個	3			3
	起動用操作箱	個	4			4
	音響装置	組	12			12
	制御盤 3回線	面	2			2
	継電器盤 3回線	面	2			2
	電源装置	組	2			2
	圧力スイッチ	個	2			2
	不還弁	個	3			3
	開口部自動閉鎖装置 (ピストンレリーザ)	個	24			24
	放出表示灯箱	個	39			39
	選択弁	個	3			3
	ヘッド	個	21			21

設備名称	点検機器	単位	工場・管理棟	灰処理棟		合計
12非常コンセント 設備	单相 100V	個	5	2		7
13ガス漏れ火災 警報設備	受信機 (個別)	面	1			1
	検知器 (警報なし)	個	12			12
	中継器	個	4			4
	警報装置	個	13			13
	表示灯	灯	4			4
	常用電源	組	1			1
	予備電源 (受信機のみ)	組	1			1
14粉末消火設備	粉末タンク	基	1			1
	加圧用窒素容器	基	1			1
	起動用ガス容器	個	3			3
	起動用操作箱	個	3			3
	音響装置	組	3			3
	電源装置	組	2			2
	選択弁	個	3			3
	ヘッド	個	6			6
15連結散水管 設備	ヘッド	個		61		61
	送水口	組		7		7

業務対象消防設備等の一覧表 (2)

総合点検

設備名称	点検機器	単位	工場・管理棟	灰処理棟	合計
1 配線		式	1	1	-
2 建築基準法	煙感知器	個	34	2	36
関係防災設備	熱感知器 (定温式)	個	1		1
	手動起動装置	台	9		9
	防火戸 ドア式S型	枚	12		12
	防火戸 ドア式W型	枚	2	1	3
	防火シャッター 電動式	枚	6	1	7
	防火シャッター 手動式	枚	4		4
	防火ダンパー(SFD遠隔復帰型)	台	15		15
	防火ダンパー (FD)	個	265	105	370
	排煙口	台	9		9
	排煙機 (エンジン駆動)	台	1		1
	制御盤 (10回線以下)	面	1		1
	音響装置	個	6	1	7

防災管理点検

建物名称	仕様	単位	数量	合計
工場棟	RC, SRC, S造 35,294㎡ 地下1階 地上7階	棟	1	1
管理棟	RC, S造 2,103㎡ 地上2階	棟	1	1
灰処理棟	RC, SRC, S造 9,773㎡ 地下1階 地上5階	棟	1	1
計量棟	S造 68㎡ 地上1階	棟	1	1